

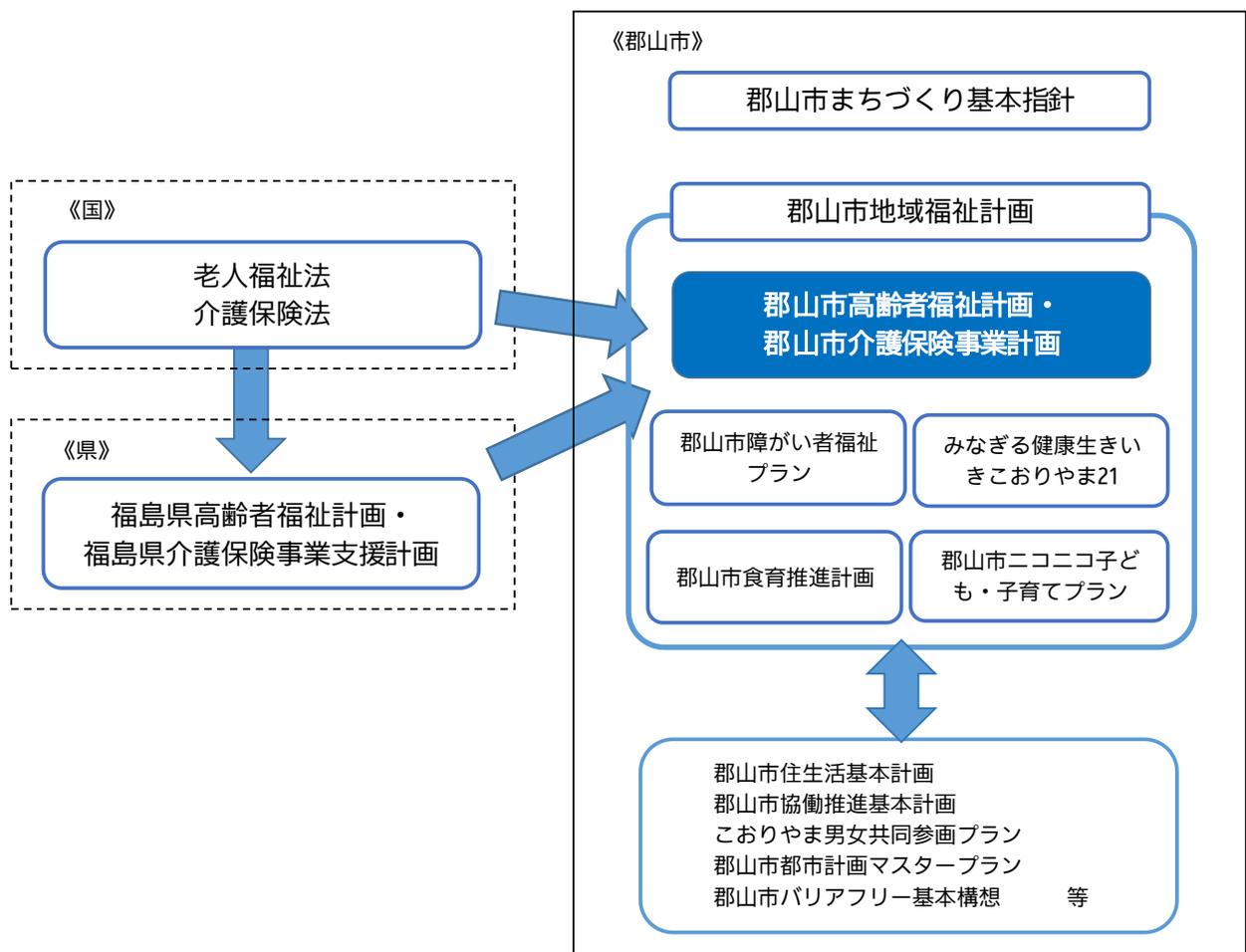
1 第八次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画の概要について

(1) 計画の趣旨

- 団塊の世代のすべてが後期高齢者となる 2025 年、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。
- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小に努め、多様な知識と経験を持つ高齢者が社会の担い手として生きいき元気に活躍できる活力ある地域の実現を目指す。

(2) 計画の性格

- 老人福祉法第 20 条の 8 の老人福祉計画、介護保険法第 117 条の介護保険事業計画を一体のものとして、3 年を一期として策定する。
- 郡山市まちづくり基本指針、郡山市地域福祉計画の方針を踏まえつつ、各種関連計画との調和を図る。
- 介護保険事業の見込みにより計画期間内の介護保険料を算定する。



(3) 計画期間

○第八次計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間



(4) 計画の策定体制

- 保健、医療、福祉の各分野の代表者と公募による被保険者からなる「介護保険運営協議会」による審議
- 住宅、教育、交通等をはじめとする関係部署による庁内策定検討会による検討
- 高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用状況等を把握するための各種調査の実施